

鳥取県告示第738号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
日光池特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町日光地内の市道日光浜村線と市道日光2号線の交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道新田下坂本線に至り、同市道を南方に進み、同市道と農道日光越路谷線との交点に至り、同農道を西方に進み、市道日光村内線に至り、同市道を南西、北西及び北東に進み、市道日光浜村線に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
三朝特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡三朝町大字三朝地内の三朝大橋から新崎橋までの三徳川の河川区域	〃
三本松特定猟具（銃器）使用禁止区域	日野郡日南町神戸上地内の県道上石見黒坂停車場線と県立日野高等学校三本松農場の管理道との交点を起点とし、同所から同管理道を北東及び南東方向に進み、町道洞三本松線に向かう山道への分岐に至り、道山道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道洞三本松線に至り、同町道を南西方向及び北西に進み、町道洞線に至り、同町道を北西に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
由良川右岸砂丘地域特定猟具（銃器）使用禁止区域	平成17年10月1日町合併前の大栄町と平成17年10月1日町合併前の北条町との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
三部野特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡伯耆町三部地内の町道三部野線と伯耆町と南部町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北東に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南東に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を南方及び西方に進み、町道三部野線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
東伯特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡琴浦町大字徳万地内の県道東伯野添線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同線を東方に進み、琴浦町と北栄町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道槻下南団地1号線に至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を西方に進み、町道斉尾鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、町道森藤伊勢野線に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、	〃

	町道槻下法万線に至り、同町道を南西へ進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
小鴨川特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	倉吉市蔵内地内の反土橋から平成17年3月22日市町合併前の倉吉市と平成17年3月22日市町合併前の関金町の境界までの小鴨川の河川区域	〃
福塚特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	日野郡日南町福塚地内の県道猪ノ子原上石見停車場線と町道花紙山根線の交点を起点とし、同町道を北西及び北東に進み、農道に至り、同農道を南東に進み、町道霞福塚線に至り、同町道を北東に進み、白谷橋に至り、白谷川を南東に進み、県道猪ノ子原上石見停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
笠木特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	日野郡日南町茶屋地内の県道安来伯太日南線と小原川との交点を起点とし、同川を東方に進み、同川と町道大戸原線との交点に至り、同町道を南方に進み、同町道と水路(通称雨坪井手)との交点に至り、同水路を南東及び南方に進み、農道に至り、同農道を南方に進み、町道平田稗田線に至り、同町道を西方に進み、県道安来伯太日南線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
阿毘縁特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	日野郡日南町阿毘縁地内の県道印賀奥出雲線と町道長溝高山線との交点を起点とし、同町道を北方に進み、町道深埜長溝線に至り、同町道を東方に進み、県道印賀奥出雲線に至り、同県道を南西及び西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
清水原特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と県道赤松大山線との交点を起点とし、同所から県道赤松大山線を南西に進み、農道との交点に至り、同農道を北西に進み、町道清水原線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道畑・古前線に至り、同町道を北西に進み、水路に至り、同水路を北方に進み、里道に至り、同里道を北西に進み、農道に至り、同農道を東方に進み、水路に至り、同所と同町豊房字上中島林2183地先里道に位置する標柱を直線で結んだ線を東方に進み、里道に至り、同里道を北方に進み、県有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
津原特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	倉吉市津原地内の県道津原穴沢線と同市津原と同市谷との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南西に進み、同市津原大明神と同市津原鳴神の境界に至り、同境界を北西に進み、市道津原3号線に至り、同市道を北に進み、市道津原中央線に至り、同市道を北東及び南東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を南東及び西方に進み、同市谷と同市津原の境界に至り、同境界を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域。	〃
渡町2区3区4 区内特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	境港市渡町地内の渡漁港南側護岸と渡漁港南側臨港道路との交点を起点とし、同臨港道路を南東に進み、農道南北線22号に至り、同農道を南東に進み、市道渡54号線に至り、同市道を北東に進み、市道内浜線に至り、同市道を南東に進み、市道夕日ヶ丘自転車歩行者専用道路11号線に至り、同市道を南西に進み、市道夕日ヶ丘30号線に至り、同市道を南西及び南東に進み、市道夕日ヶ丘31号線に至り、同市道を南西に進み、斐伊川河川護岸に至り、同護岸を北西に進み、渡漁港南側護岸に至り、同護岸を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃